

外洋湘南基金規約

第1章 総 則

第1条 (名称)

本基金は、公益財団法人日本セーリング連盟加盟団体外洋湘南（以下「外洋湘南」という。）が管理・運営するものであり、その名称を「外洋湘南基金」という。

第2条 (事務所)

本基金は、事務所を外洋湘南事務所内に置く。

第3条 (目的)

本基金は、外洋湘南が主催または共同主催する外洋帆走艇のレースなどの円滑な運営を図り、また会員艇と会員の航行安全と救助活動に資することを目的とする。

第4条 (事業)

本基金は、第3条の目的を達成する為に、外洋湘南常任委員会の決議により、次の事業を行う。

- (1) 外洋湘南の会員艇および会員の海難事故に関わる捜索、救助の費用負担
- (2) 外洋湘南が主催または共同主催するレースまたは催事に関わる訴訟費用、弁護士費用および／または和解金などの負担
- (3) 公益財団法人日本セーリング連盟外洋系加盟団体に対して、第3条と同一目的の資金が必要と認めた場合の貸付

第2章 会員、常任委員、会議

第5条 (会員)

本基金の会員は、外洋湘南の会員をもって構成する。

第6条 (常任委員)

本基金の常任委員は、外洋湘南の常任委員をもって充てる。

第7条 (会議)

本基金の会議は、外洋湘南の常任委員会とする。

第3章 総 会

第8条 (総会)

総会は、外洋湘南の総会とする。

第9条 (総会の決議事項)

総会は、次の事項を決議する。

- (1) 決算（貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書））
- (2) 本基金規約の変更

- (3) 本基金の解散および残余財産の処分
- (4) 第3条の目的を達成するために必要な事業であり、第4条で定められた事業以外の事業の決定

第4章 常任委員会

第10条（常任委員会）

常任委員会は、本基金の日常の業務の運営に当たり、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に提出する議案
 - (2) 本基金の運営上、必要な事項
- 2 常任委員会は、業務実施の内容を総会に報告する。

第5章 会計

第11条（事業年度）

本基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第12条（基金および継承資産）

本基金の会員は、総会において定められた基金を納めなければならない。

- 2 本基金が解散する場合、会員の基金は返却しない。

第13条（事業報告および収支決算）

会長は、毎事業年度経過後2ヶ月以内にその事業年度の事業報告書、貸借対照表、及び収支決算書を作成し、監事監査を経て総会に提出しなければならない。

第6章 解散

第14条（解散）

本基金は、総会において、会員の3分の2以上の議決を得なければ解散することができない。

第15条（残余財産の処分）

本基金の解散に伴う残余財産は、総会において会員の3分の2以上の議決を得た後、会長の許可を受けなければ処分することができない。この場合において、水難救済協会へ寄付する等の方法をもって処分する。

第7章 雜則

第16条（施行細則）

必要に応じて、常任委員会の議決を経て制定する。

制定 2013年5月18日

施行 2013年5月18日